

急傾斜地崩壊危険区域で 倒れそうな木を見つけたら ご連絡ください！

皆様からの早期の情報提供が、被害の防止や軽減につながります

枯木



※イメージ写真

傾倒木



※イメージ写真



通報までのステップ

- 1 急傾斜地崩壊危険区域内で倒れそうな木を発見
枯れ・大きな傾き・根元の浮き等
安全な場所から確認



- 2 最寄りの県の建設事務所(一部の地域は砂防事務所)※ 又は市町村へ連絡する。
場所・状況(写真あれば)等の情報
※連絡先は裏面参照



よくある質問

- Q1 どこに連絡すればいいの？ A1 最寄りの県の建設事務所(一部の地域は砂防事務所)※ 又は市町村
※連絡先は裏面参照
- Q2 何を通報したらいいの？ A2 場所：住所、目印など位置情報、区域名
木の状態：枯れ、傾き、根元の腐り、幹の亀裂など
周辺状況：家・道路・歩道・電線など(写真あれば)
- Q3 自分で伐採してもいいの？ A3 急傾斜地崩壊危険区域内では、樹木の伐採は許可が必要となります。
危険な木を見つけても、ご自身で伐採せず、まずは県の建設事務所(一部の地域は砂防事務所)、又は市町村にご連絡ください。

急傾斜地崩壊危険区域の確認方法

・現地の標識・標柱で確認

急傾斜地崩壊危険区域には、右の写真のような標識や標柱が設置されています。



標識



標柱

・信州砂防情報マップで確認

- ① 県の砂防情報マップを開く
- ② 住所・地名で検索
- ③ 「急傾斜地崩壊危険区域」の確認

URL: <https://www.sabo.pref.nagano.lg.jp/sabogis/>

安全第一！ 危険な場所へは近づかず、必ず安全な場所から連絡してください

急傾斜地崩壊危険区域とは

傾斜度が30度以上の土地を急傾斜地と呼びます。

崩壊するおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるもの、あるいは崩壊を助長、誘発するおそれのある区域です。(都道府県知事が指定する区域)

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条)

指定地内で次の行為をするときは知事の許可が必要です。

- ・ 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- ・ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ・ のり切、切土、掘さく又は盛土
- ・ 樹木の伐採
- ・ 木竹の滑下又は地引による搬出
- ・ 土石の採取又は集積

前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

関係機関連絡先一覧

■建設事務所

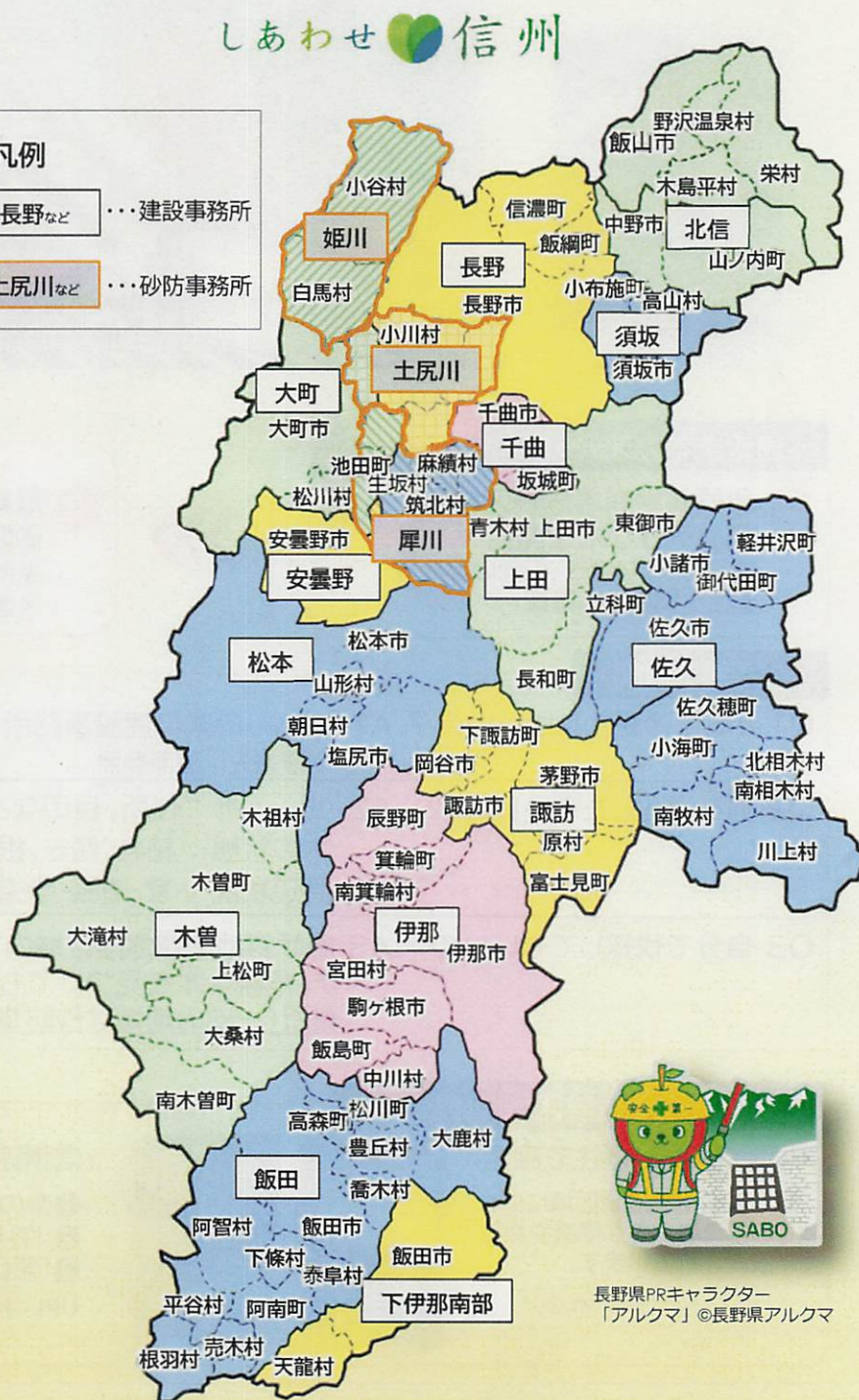
- 佐久建設事務所(担当課:維持管理課)
0267-63-3111 (代表)
- 上田建設事務所(担当課:維持管理課)
0268-23-1260 (代表)
- 諏訪建設事務所(担当課:維持管理課)
0266-53-6000 (代表)
- 伊那建設事務所(担当課:維持管理課)
0265-78-2111 (代表)
- 飯田建設事務所(担当課:維持管理課)
0265-23-1111 (代表)
- 下伊那南部建設事務所(担当課:整備課)
0260-32-2155
- 木曽建設事務所(担当課:維持管理課)
0264-24-2211 (代表)
- 松本建設事務所(担当課:維持管理課)
0263-47-7800 (代表)
- 安曇野建設事務所(担当課:維持管理課)
0263-72-8880 (代表)
- 大町建設事務所(担当課:維持管理課)
0261-22-5111 (代表)
- 千曲建設事務所(担当課:維持管理課)
026-273-1720 (代表)
- 須坂建設事務所(担当課:維持管理課)
026-245-1670 (代表)
- 長野建設事務所(担当課:維持管理課)
026-233-5151 (代表)
- 北信建設事務所(担当課:維持管理課)
0269-22-3111 (代表)

■砂防事務所

- 犀川砂防事務所(担当課:砂防課)
0263-62-3257
- 姫川砂防事務所(担当課:砂防課)
0261-82-3100
- 土尻川砂防事務所(担当課:砂防課)
026-229-2511

凡例

- 長野など ……建設事務所
- 土尻川など ……砂防事務所



長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ

長野県建設部砂防課(令和8年(2026年)7月作成)